

国民健康保険被保険者で令和5年1月1日以降に出産された方は

産前産後期間の国民健康保険税が 減額されます！

子育て世帯の負担軽減や次世代支援等の観点から、
出産する国民健康保険被保険者に係る産前産後期間の
4か月間※1の国民健康保険税（所得割と均等割）が減額されます。



※1 多胎妊娠（2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠）は、6か月間

◇対象者

令和5年1月1日以降に出産した（する）国民健康保険被保険者
※「出産」とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。
（死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含みます）

◇対象期間

- 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間
- 多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間

	3か月前	2か月前	1か月前	出産予定日	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方							
多胎の方							

◇減額となる保険税

令和6年1月以降、対象となる期間の所得割と均等割

◇申請時期

出産予定日の6か月前から（出産後も届出は可能です）

※これより前に届出することはできませんのでご注意ください。

出産予定日が令和6年8月1日の場合、届出は令和6年2月1日からの
受付となります。

◇手続きに必要なもの

1. 届出書
2. 出産される方と出産予定日がわかる書類（母子健康手帳など）
3. 世帯主と出産被保険者のマイナンバーを確認できるもの（マイナンバーカードなど）
4. 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

※別世帯の方が届出される場合は、これらに加えて、世帯主からの委任状が必要となります。

◇提出先

千曲市役所 税務課 市民税諸税係
TEL：026-273-1111（内線1143）

◇よくあるご質問

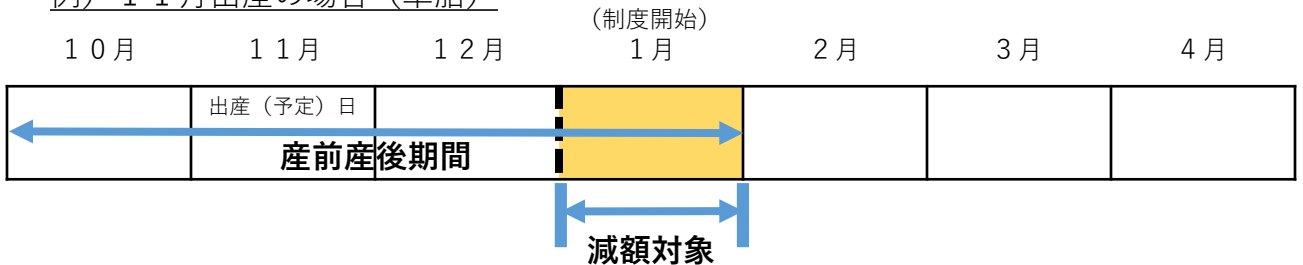
Q 1 出産後の届出はできますか？

A 1 出産後でも届出ができます。

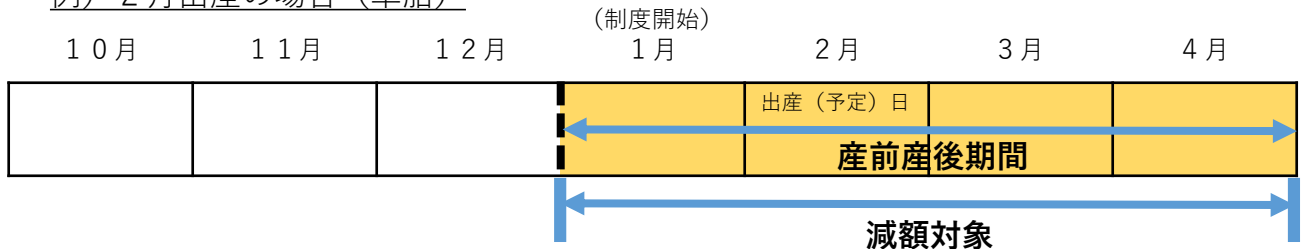
Q 2 令和5年11月に出産しました。何月分の保険税が減額になりますか？

A 2 制度の施行が令和6年1月からとなります。
このため、令和5年11月に出産した場合、令和6年1月分の保険税のみ減額となります。

例) 11月出産の場合(単胎)



例) 2月出産の場合(単胎)



Q 3 出産前に届出をし、減額となりました。出産予定月と実際に出産した月が異なる場合、再度届出が必要ですか？

A 3 出産予定月と実際に出産した月が異なっていても、原則減額の変更は行わないため、再度届出していただく必要はありません。

Q 4 すでに保険税を全て納めているのですが、産前産後期間の保険税は戻ってきますか？

A 4 産前産後期間の保険税は還付(返金)されます。